

全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 5 年 3 月 1 3 日 (水)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚 生 労 働 省 健 康 局
生 活 衛 生 課

目 次

1. 生活衛生関係対策について

- (1) 生活衛生関係営業の振興について・・・・・・・・・・・・・2
- (2) 平成25年度予算(案)について・・・・・・・・・・・・・2
- (3) 平成25年度税制改正(案)について・・・・・・・・・・・・・3
- (4) 株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生資金貸付」について・・・・・・・・・・・・・3
- (5) 理容業・美容業について・・・・・・・・・・・・・4
- (6) 旅館業に対する防火安全対策の徹底について・・・・・・・・・・・・・4
- (7) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について・・・・・・・・・・・・・5
- (8) クリーニング師の研修受講等の促進について・・・・・・・・・・・・・5
- (9) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場について・・・・・・・・・・・・・5
- (10) 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正とその対応について・・・・・・・・・・・・・5
- (11) 環境衛生監視指導研修について・・・・・・・・・・・・・6
- (12) 振興指針について・・・・・・・・・・・・・6
- (13) 標準営業約款の登録普及促進について・・・・・・・・・・・・・6

2. 建築物衛生対策について

- (1) 建築物等の衛生対策について・・・・・・・・・・・・・7
- (2) シックハウス対策について・・・・・・・・・・・・・7

3. その他

- (1) 墓地を経営する特例民法法人に対する指導助言について・・・・・・・・・・・・・7
- (2) 広域火葬計画の策定と広域火葬体制について・・・・・・・・・・・・・8
- (3) 厚生労働大臣表彰について・・・・・・・・・・・・・8
- (4) 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について・・・・・・・・・・・・・8

生活衛生課

1. 生活衛生関係対策について

<総論>

生活衛生関係営業については、平成25年度予算案及び税制改正案、平成24年度補正予算において、その振興や活性化のための支援策を盛り込んでいる。

予算については、生活衛生関係営業対策事業費補助金について、797百万円を確保するとともに、新規事業として、各生衛業が連携して商店街の活性化や高齢者の外出促進等につながる事業が実施されるよう、都道府県生活衛生営業指導センターがこれらの事業をサポートするための経費を盛り込んでいる。また、被災した生活衛生関係営業者についても、引き続き、支援に努めていくこととしている。

日本政策金融公庫の融資については、融資枠として1,150億円を確保するとともに、東日本大震災復興特別貸付の貸付対象として運転資金を追加するなど、制度の拡充を行っており、日本政策金融公庫と連携を図りながら、生活衛生営業者を支援していくこととしている。

さらに、税制についても、飲食店等の需要喚起に資する交際費課税の見直しを行うとともに、各店舗の設備投資を支援するための特別償却・税額控除制度の創設等の税制改正が盛り込まれている。

これらの支援策を活用し、生活衛生関係営業の振興・活性化や生活衛生水準の向上が効果的に進められるよう、各都道府県においては、都道府県生活衛生営業指導センターも積極的に活用し、その相談指導機能の充実を図るなど、必要な支援を行っていただくようお願いする。

また、生活衛生に係る住民の安心・安全の確保のためには、環境衛生監視員の監視指導の計画的実施の推進など、行政による衛生規制はもとより、都道府県生活衛生営業指導センターや生活衛生同業者組合を積極的に活用するとともに、営業者の自主的な取組みを促進し、これらの重層的な取組みを進めていくことが重要である。

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、生活衛生関係営業の業種毎に設立された団体であり、衛生施設の維持・向上や経営の健全化のための役割を担っている。昨年7月の生活衛生課長通知でもお願いしているとおり、衛生情報の周知など、生活衛生同業者組合の積極的な活用を図るとともに、新規開設営業者等に対して、様々な機会をとらえ、生活衛生同業者組合等に関する情報提供を行っていただくよう、お願いする。

<各論>

(1) 生活衛生関係営業の振興について

①生活衛生営業指導センターによる支援について

各都道府県に設置されている生活衛生営業指導センターについては、生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談・指導に応じること等を業務としており、その積極的な活用を図るとともに、相談指導の充実のために、特段の配慮をお願いしたい。

また、平成25年度予算案においては、各生衛業の連携強化を通じた地域活性化事業に係る経費を計上しており、都道府県生活衛生営業指導センターの総合調整機能が重要となるので、配慮をお願いする。

都道府県生活衛生営業指導センターの補助事業等については、生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会で審査やフォローアップを実施しており、これらの意見等も踏まえ、より効果的な事業実施が図られるよう、引き続き、配慮をお願いする。

②新規開設者等に対する生衛法に係る情報提供

生活衛生同業組合への加入は任意であるが、生衛法の趣旨、組合の活動内容、組合加入により受けられる優遇措置等について、詳しく知らない新規開設者等がいることも考えられるため、平成23年7月26日及び平成24年7月31日付けで発出した生活衛生課長通知に基づき、新規開設者等に対し、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、保健所窓口や生活衛生関係営業者に対する研修会等において情報提供をお願いしているところであり、引き続き、配慮をお願いする。

③特例民法法人に対する指導について

従来の公益法人については、経過措置として5年間（平成25年11月30日まで）に限り、特例民法法人として従前のおり存続できるが、新法に適合するよう所要の準備を行い、新制度の公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人へ移行するよう指導をお願いしたい。

また、都道府県生活衛生営業指導センターの移行にあたっては、公益性の判断に当たり、その公益性を踏まえ、所要の指導・助言等をお願いしたい。

(2) 平成25年度予算案について

平成25年度予算案の主な内容は、以下のとおりである。

ア 生活衛生関係営業対策事業費補助金（797百万円）

全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能の強化や都道府県生活衛生営業指導センターの総合調整機能を強化する。

a. 全国生活衛生営業指導センター

- ・生衛業の連携強化を通じた地域活性化事業及び組合活動活性化事業を新たに計上

b. 都道府県生活衛生営業指導センター

- ・ 生衛業の連携強化を通じた地域活性化事業を新たに計上

イ 被災した生活衛生関係営業者への支援（１１５百万円）【復興庁一括計上】
東日本大震災により被災した営業者自らが復興の担い手となるよう、被災した営業者の営業再開を支援する。

(3) 平成２５年度税制改正案について

平成２５年度税制改正大綱(平成２５年１月２９日閣議決定)において、生活衛生関係営業に関連する主な内容は、以下のとおりである。

ア 交際費課税の見直し〔法人税、法人住民税、事業税〕

中小法人の交際費課税の特例について、損金算入の限度額を800万円（現行600万円）に引き上げるとともに、限度額までの交際費の全額を損金算入可能とする。

イ 共同利用施設に係る特別償却制度の延長〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設を設置した場合に取得価額の６％の特別償却を認める特例措置について、適用期限を２年間延長する。

ウ 商業・サービス業活性化税制の創設〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

生活衛生関係営業者等が経営改善に関する指導・助言を受けて器具備品(30万円以上)及び建物附属設備(60万円以上)を取得した場合に、取得価額の30％の特別償却又は7％の税額控除を認める措置を創設する。

(4) 株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生資金貸付」について

平成２５年度予算案においては、日本政策金融公庫の生活衛生貸付について、貸付規模として１，１５０億円を確保し、生活衛生関係営業者の資金需要に適切に対応することとしている。

各都道府県におかれては、生活衛生関係営業者の経営安定化等の支援のため、都道府県生活衛生営業指導センターを活用するなどして、生活衛生資金貸付の概要等について説明会を開催するなど、必要な情報提供や相談対応について、格別の配慮をお願いする。

また、平成２５年度予算案において、生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付の資金使途に振興運転資金貸付を追加するなど、貸付条件の改善を行うとともに、平成２４年度補正予算において、新規開業者や開業後概ね５年以内の雇用の維持・拡大の場合の金利の引下げ措置や、日本政策金融公庫等の定期的な経営改善指導を受ける者について金利の引下げ措置を講じたところであり、これらが有効に活用されるよう、営業者に対する周知や相談対応をお願いする。

(5) 理容業・美容業について

①理容師・美容師養成施設の指定等について

理容師養成施設及び美容師養成施設の指定等については、各地方厚生（支）局において実施しているが、これらを円滑に実施するためには都道府県の御協力が不可欠であり、今後とも情報提供や立入調査等について格別の御協力方お願いする。

②理容所及び美容所に対する指導監督について

理容所及び美容所に対する指導監督については、その衛生水準を確保するために実施していただいているが、理容師又は美容師の資格を有しない者による理容行為又は美容行為等不適切な業務や、理容所で美容師が働くといった混在勤務が行われることのないよう、指導監督の徹底をお願いする。

③まつ毛エクステンション業について

まつ毛エクステンションについては、美容師免許を有しない営業者の実施したサービスにより、健康を害した利用者が発生した事案を契機として、平成20年及び平成22年に美容師が行う業務として通知し、まつ毛エクステンションの危害防止のため、周知や指導監督をお願いしている。

一方で、美容師免許を有しない営業者が営業を行っているとの情報があり、まつ毛エクステンションのサービスを受ける消費者の安全を基本として平成23年11月より「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において、安全なまつ毛エクステンションの在り方について検討を始め、「まつ毛エクステンションの施術に係る論点の整理」がとりまとめられた。これを踏まえ、平成24年11月、「まつ毛エクステンションによる安全性の確保」について、生活衛生課長通知を発出したところであり、引き続き、必要な指導監督をお願いする。

また、上記の「論点の整理」を踏まえ、まつ毛エクステンションの安全性を確保するため、関係業界において検討委員会を設けて、検討が行われたところであり、今後、生活衛生関係営業等衛生問題検討会に報告を予定している。

④エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議について

平成23年12月に消費者委員会委員長から厚生労働大臣に対して「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」がなされ、健康被害等に関する情報の提供と的確な対応等に関して指摘されているところである。これを踏まえ、昨年8月の通知により、消費者から寄せられたエステティックによる健康被害等に関する情報への対応の状況について情報提供を行うとともに、寄せられた情報への適切な対応をお願いしているところであり、引き続き、必要な対応を図るようお願いしたい。

(6) 旅館業に対する防火安全対策の徹底について

旅館業に対する防火安全対策については、従前より関係通知によりお願いしているところであるが、昨年10月、旅館等に係る消防法令及び建築基準法令に関する調査結果が消防庁及び国土交通省から公表されたことを受け、昨年10月9日に通知を発出し、改めて、消防部局及び建築部局と連携の上で、関係法令を遵守し、消

防機関等の指導・協力も得て、防火安全対策に遺漏なきよう、指導の徹底をお願いしているところであり、引き続き、よろしくお願いする。

(7) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について

公衆浴場等を発生源とするレジオネラ症の発生・拡大防止については、各都道府県で条例等を定め、営業者に対し指導していただいているが、引き続き、周知や指導を行うとともに、レジオネラ症患者発生時における感染源の特定等、迅速な対応をお願いする。

また、3月12日の「生活衛生関係技術担当者研修会」において、レジオネラ症の最新の動向、検査方法等の最新の知見等に関して専門家による説明を実施したところであり、活用をいただきたい。

(8) クリーニング師の研修受講等の促進について

クリーニング師研修等事業については、平成22年10月から、その在り方について検討を行ったところであるが、その結果を踏まえ、研修の受講率については2年間で大幅な向上を図ることとなっている。クリーニング師研修等を指定する各都道府県においては、クリーニング師の研修等の受講について、受講対象者の明確化、営業者に対する周知を徹底する等、受講促進のより一層の御配慮をお願いする。

(9) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場について

クリーニング業法に基づく届出等については、新たに引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場が違法に立地することを防止する取組を進めるため、建築指導部局等との連携に努めるようお願いしているが、昨年11月の生活衛生課長通知のとおり、既存のクリーニング所に係るクリーニング業法の取扱いに関しては、営業者が病気や高齢等のために親族等の後継者へ地位を継承するために同法の第5条の規定に基づく新たな届出が行われた場合は、相続によって地位の継承が行われた場合に準じて、事業に切れ目の生じないように手続きが円滑に行われるよう、配慮をお願いする。

また、クリーニング事業者が建築基準法の違反是正措置を講じるため、違反是正に係る猶予期間、申請書類等の簡略化、申請手数料の減免等を講じている地方公共団体も出てきている。特定行政庁と協議を行う際には、引き続き都道府県生活衛生営業指導センターとともにご協力をお願いしたい。

(10) 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正とその対応について

近年の地域保健を取り巻く状況の変化に対応し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域保健の確保を図るため、地域保健対策検討会で検討が行われ、昨年7月に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正された。このうち生活衛生対策については、生活衛生同業組合の機能や組織の活性化、生活衛生関係営業に係る監視指導等が加えられた。

これを受けて、昨年7月に生活衛生課長通知を発出し、監視指導の計画的な実施

や生活衛生同業組合の活用、都道府県生活衛生営業指導センターの活用をお願いしているところであり、引き続き、対応をお願いしたい。

(11) 環境衛生監視指導研修について

本年度より、環境衛生監視員に対する研修会を国立保健科学院と連携して行っており、1月に研修を実施したところである。来年度も研修を予定しているので、ご活用いただくようお願いしたい。

(12) 振興指針について

本年度は、食鳥肉販売業について、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の審議を踏まえ、3月に振興指針の改正（告示）を予定している。営業者や組合等が同指針を有効に活用し、事業の振興や活性化が図られるよう、配慮をお願いしたい。

また、生活衛生同業組合が作成する振興計画の認定事務は地方厚生局が行うこととなっているため、各都道府県においては、地方厚生局と連携を図るとともに、認定を受けた組合において、毎事業年度終了後に提出する実施状況報告に加え、5年計画の4年目及び5年目終了時に、4年間の実績まとめと自己評価（中間評価）及び5年間の実績まとめと自己評価（事後評価）の報告を求めることとしているので、当該事務が円滑に実施されるよう、引き続き、ご協力をお願いする。

なお、平成25年度は、理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業（すし業）、興行場営業の振興指針の改正を予定している。

(13) 標準営業約款の登録普及促進について

標準営業約款については、これまでクリーニング業、理容業及び美容業で設定されており、平成17年からはめん類飲食店業及び一般飲食店営業でも設定され、現在5業種について設定されている。

財団法人全国生活衛生営業指導センターにおいて、平成元年度から毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、特にこの期間における普及及び登録促進を実施するほか、ホームページ（<http://www.seiei.or.jp/anant/mark.html>）や広報誌への掲載等による広報を行っている。

各都道府県、保健所設置市及び特別区においても、約款の普及及び登録促進のため、地域広報誌への掲載、関係団体への協力依頼等を積極的に実施されるようご配慮をお願いする。特に、消費者に最も身近な市町村レベルでの広報の活用は、本制度の普及及び登録促進にとって効果的であるので、管内市町村等への要請方御配慮願いたい。

また、平成21年度から標準営業約款登録事業者に対しては、株式会社日本政策金融公庫の融資が一層低利に受けられることから、都道府県センターと連携を図り各営業者の登録促進に配慮願いたい。

2. 建築物衛生対策について

(1) 建築物等の衛生対策について

特定建築物の衛生対策については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号)に基づき推進しているところであるが、空気環境の調整等の建築物環境衛生管理基準については、不適合率が高止まりしている。引き続き立入検査等を通じた指導助言の強化をお願いしたい。

また、本年1月に「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」(平成14年3月26日付け健衛発第0326001号)の一部を改正し、ビルメンテナンス業者に係る従事者の研修について、研修内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましいこととし、本年4月1日から適用することとしているので、留意をお願いしたい。

(2) シックハウス対策について

住宅等の室内で建材から放散する化学物質等を原因とした室内空気汚染等による健康影響の問題、シックハウス症候群については、様々な要因が複雑に関係していると考えられ、これまで関係省庁において原因分析、防止対策、相談体制整備、研究、汚染住宅の改修等の総合的な対策が行われてきたところである。このうち、厚生労働省の主な取組は以下のとおりである。

① 室内空気中の化学物質による健康影響等に関する研究等について

シックハウス症候群の発生予防・症状軽減のための室内環境の実態調査と改善対策に関する研究を行っている。

② 建材等から放散される化学物質の室内濃度指針値等の策定について

これまでにホルムアルデヒド等13物質の室内濃度指針値とTVOC(総揮発性有機化合物)の暫定目標値のほか、「室内空気中化学物質の測定マニュアル」及び「室内空気中化学物質についての相談マニュアル作成の手引き」を策定した。

なお、室内濃度指針値については、シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会(医薬食品局が事務局)において、来年度以降見直す方向で検討が進められている。

③ シックハウス担当職員研修について

3月12日の「生活衛生関係技術担当者研修会」において、シックハウス症候群についても、上記の研究等の成果も交え、専門家による講演を実施したところであり、各都道府県等においては、これらも活用いただき、シックハウスに関する普及啓発や相談体制の充実について、引き続き、配慮をお願いしたい。

3. その他

(1) 墓地を経営する特例民法法人に対する指導助言について

「公益法人制度改革に伴う「墓地経営・管理の指針」の解釈等について」(平成

20年8月14日健衛発第0814001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)」において、「墓地経営・管理の指針」における公益法人には公益認定法人が該当する旨、お示ししている。

新公益法人制度が施行された平成20年12月1日以降、新たな墓地経営を行う法人に対する墓地経営許可申請については、適切に対応いただいているものと考えているが、移行期間の期限が本年11月末となっているので、現在墓地経営を行っている所管の特例民法法人に対しても、公益認定法人に移行することができるよう、所要の指導・助言等をお願いしたい。

(2) 広域火葬計画の策定と広域火葬体制について

「広域火葬計画の策定について」（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）において、広域火葬計画の策定についてお願いをしているが、東日本大震災の経験も踏まえると、万一の災害時においてご遺体を円滑に火葬する体制を確保することが重要であり、広域的な火葬のための計画を策定し、他の都道府県や関係事業者と物資の確保等に関する協定を締結する等の取組を進め、広域的な火葬体制が確保されるよう、改めてお願いする。

(3) 厚生労働大臣表彰について

当課所管の厚生労働大臣表彰については、以下のとおりであり、平成25年度も昨年同様に実施することとしているので、理容師美容師養成功労者については5月末日まで、その他の表彰については6月末日までに被表彰者の推薦をお願いしたい。

① 生活衛生功労者表彰（表彰式典：平成25年10月25日＜予定＞）

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項に規定する営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上に特に顕著な功績があった者を表彰。

② 理容師美容師養成功労者表彰（表彰式典：平成25年8月上旬＜予定＞）

現に理容師又は美容師の養成施設経営者又は教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者を表彰。

③ 建築物環境衛生功労者表彰（表彰式典：平成26年1月下旬＜予定＞）

建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者を表彰。

(4) 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について

都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年（10年毎）において、生活衛生営業経営特別相談員として、永年、生活衛生関係営業の経営指導、育成に精励し、その功績が特に顕著と認められる者（同功績により都道府県知事の表彰又は感謝状を受けたことがある者で、かつ、2期6年以上その職にあるものが条件）に対し、健康局長感謝状の贈呈を行っていることから、該当する都道府県がある場合は、推薦方をお願いしたい。

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

1. 平成 25 年度生活衛生課関係予算案等の概要	資-1
2. 生活衛生関係営業安定化支援（日本政策金融公庫出資金）	資-3
3. 平成 25 年度生活衛生関係税制改正	資-4
4. 生活衛生関係営業の振興指針の改定概要	資-6
5. 標準営業約款制度の概要	資-7
6. 生衛組合の活用と衛生関係法令に基づく立入検査等の適切な実施について . .	資-9
7. まつ毛エクステンションによる安全性の確保について	資-11
8. 建築物環境衛生対策関係資料	資-17
9. 生活衛生課所管表彰一覧	資-21

平成25年度生活衛生課関係予算案等の概要

平成25年3月
厚生労働省健康局
生活衛生課

予算

25年度予算案 [24年度予算]

2,650百万円 [2,553百万円]

1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金

797百万円 [797百万円]

全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能や都道府県生活衛生営業指導センターの総合調整機能を強化する。

⑨ 生衛業の連携強化を通じた地域活性化事業 38百万円

理容・美容、クリーニング、飲食店等の生衛業者が連携して行う地域の活性化を図るなどの事業に対し、支援・指導を行う。

・ 全国生活衛生営業指導センター 11百万円

・ 都道府県生活衛生営業指導センター 27百万円

⑩ 組合活動活性化事業 5百万円

ホームページや情報システムを活用し、広く情報発信することが可能となるよう生衛組合に対し、全国生活衛生営業指導センターが技術的指導を行う。

2. 株式会社日本政策金融公庫補給金

1,705百万円 [1,587百万円]

株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付業務に係る補給金。

3. 被災した生活衛生関係営業者への支援（復興庁一括計上）

115百万円 [135百万円]

東日本大震災により被災した営業者自らが復興の担い手となるよう、被災した営業者の営業再開を支援する。

日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額 1, 150億円 [1, 150億円]

2. 貸付制度の改善

（1）生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付の資金使途へ振興運転資金を追加する。

（2）生活衛生関係営業の安定化支援【平成24年度補正予算：3.1億円】

（日本政策金融公庫出資金）

①一般貸付・振興事業貸付の拡充

開業当初に雇用維持・拡大する場合の金利の引き下げ措置を実施。

②生活衛生セーフティーネット貸付の拡充

日本政策金融公庫等の定期的な経営改善指導を受ける生活衛生関係営業者について、金利の引き下げ措置を実施。

※ 中小企業基本法等の改正を受けた小規模企業の定義の見直しを踏まえ、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の貸付対象者の人数要件について所要の見直しを検討し、必要な対応を図る。

税制改正

1. 交際費課税の見直し〔法人税、法人住民税、事業税〕

中小法人の交際費課税の特例について、損金算入の限度額を800万円（現行600万円）に引き上げるとともに、限度額までの交際費の全額を損金算入可能とする。

2. 共同利用施設に係る特別償却制度の延長〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%の特別償却を認める特例措置について、適用期限を2年間延長する。

3. 商業・サービス業活性化税制の創設〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

生活衛生関係営業者等が経営改善に関する指導・助言を受けて器具備品（30万円以上）及び建物附属設備（60万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置を創設する。

生活衛生関係営業の安定化支援 (日本政策金融公庫出資金)

24年度補正予算所要額 3億円

事業内容

生活衛生資金貸付の一般貸付・振興事業貸付及び生活衛生セーフティネット貸付の金利引き下げのための利子補給

1. 一般貸付・振興事業貸付の拡充

生活衛生関係営業を新たに開業しようとする者及び開業して概ね5年以内の営業者で、雇用維持・拡大に取り組むものについて金利を引き下げ(基準金利より▲0.2%)

2. 生活衛生セーフティネット貸付の拡充

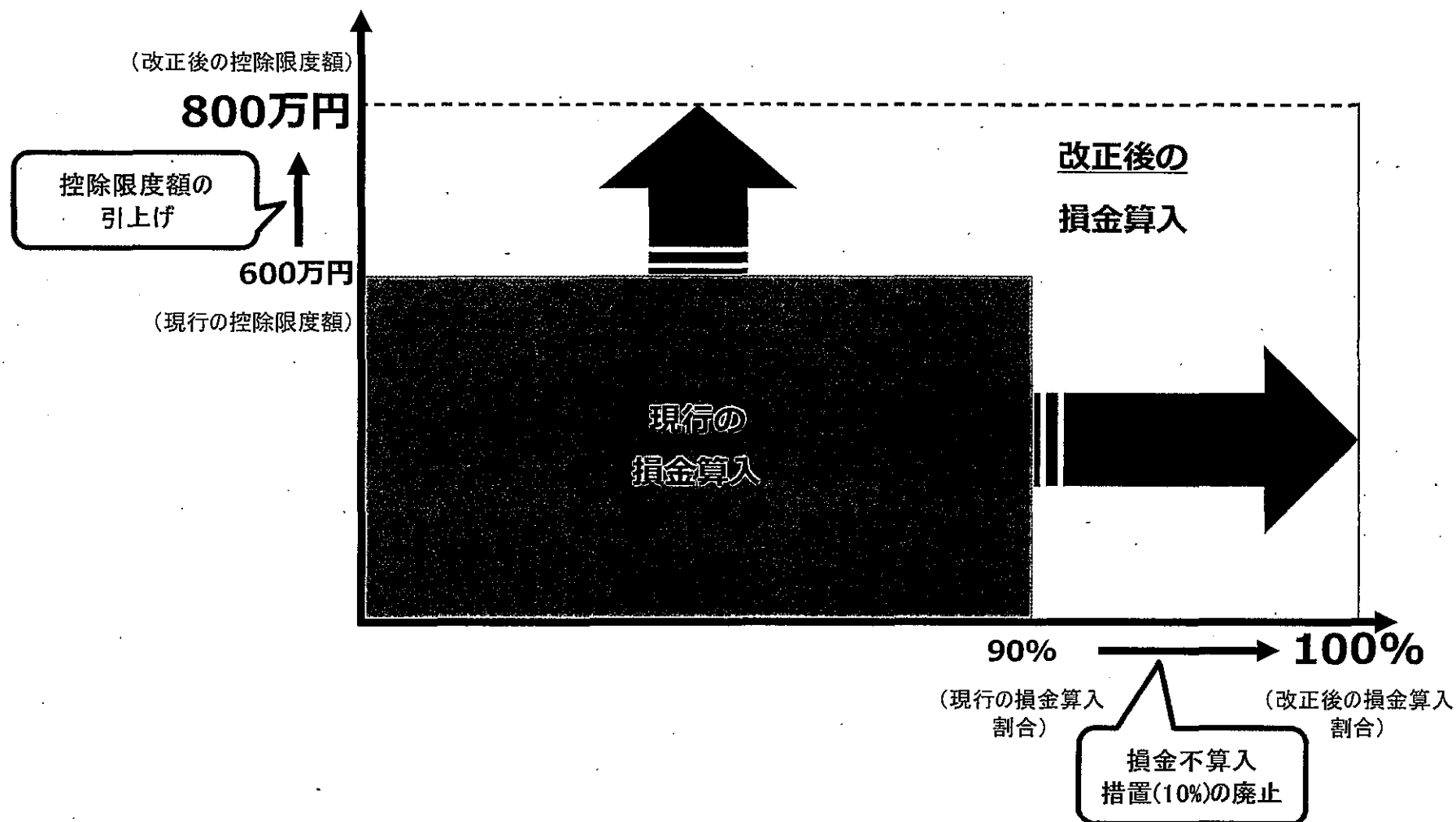
日本政策金融公庫等が定期的に行う経営改善指導を受ける営業者について金利を引き下げ(基準金利より▲0.4%)



生活衛生関係営業者の雇用の維持拡大や経営改善を重点的に支援

交際費課税の見直し（法人税、法人住民税、事業税）

中小法人（資本金1億円以下）の交際費課税について、損金算入の限度額を800万円（現行600万円）に引き上げるとともに、限度額までの交際費の全額を損金算入可能とする。



商業・サービス業活性化税制の創設（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置を創設する。
（適用期間は2年間（平成26年度末まで））

平成25年度税制改正大綱（抄）（平成25年1月29日閣議決定）

商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の経営改善に向けた設備投資を促進するための税制措置の創設

青色申告書を提出する中小企業等で経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い器具備品及び建物附属設備の取得等をして指定事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の7%の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越しができる。

（注1）経営改善に関する指導及び助言とは、商工会議所、認定経営革新等支援機関等による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言をいう。

（注2）対象となる器具備品は、1台又は1基の取得価額が30万円以上のものとし、対象となる建物附属設備は、一の取得価額が60万円以上のものとする。

（注3）指定事業とは、卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業（これらのうち性風俗関連特殊営業及び風俗営業に該当する一定の事業を除く。）をいう。

（注4）税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等に限る。

生活衛生関係営業の振興指針の改定について

振興指針は、生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的として、業種毎に設定されるものであり、5年毎に、厚生科学審議会（生活衛生適正化分科会）の意見を聴いて改定。

平成23年度
改定

○飲食店業
（一般飲食、中華料理業、
料理業、社交飲食業）
○喫茶店営業

平成24年度
改定

○食鳥肉販売業

改定方針

- ★連続性の強化、戦略性の強化、役割の明確化の観点から改定
- ★地域コミュニティの再生・強化、東日本大震災への対応等を重点事項に追加
- ◎SWOT分析に基づき、業界の強み、弱み、内部環境、外部環境を整理
- ◎価格以外の競争軸の創出（商品力、付加価値、独自性、専門性、地域密着等）

平成25年度
改定
（予定）

○理容業
○美容業
○クリーニング業
○飲食店業（すし）
○興行場業

標準営業約款制度の概要

安全・安心を約束
する3つのS

安全
Safety

清潔
Sanitation

安心
Standard

Sマーク



1 目的

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者が、理容業、美容業、クリーニング業、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の目印で、3つのS(Safety:安心であること、Sanitation:清潔であること、Standard:安心であること)を約束しています。

2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

- | | | | |
|--------------------------|----------------------------------|-------------------------|----------|
| ○クリーニング業(昭和58年3月26日認可) | 3,433店舗(クリーニング所3,132店舗・取次店301店舗) | | |
| ○理容業(昭和59年10月18日認可) | 37,772店舗 | ○美容業(昭和59年10月18日認可) | 17,911店舗 |
| ○めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可) | 314店舗 | ○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可) | 348店舗 |

(注)現在、5業種で設定。店舗数は、平成23年3月末現在。

3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

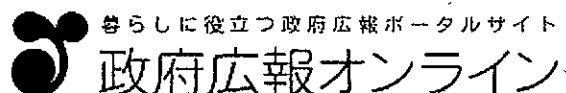
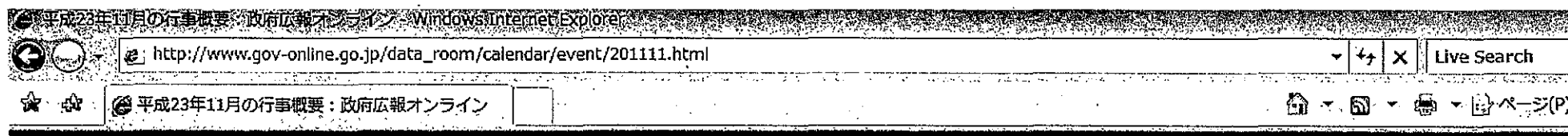
4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示する。
- ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率②が適用される。

標準営業約款の広報状況について



→ サイトマップ → English

文字サイズ 標準 大



検索

検索



分野別ナビ

🔗 トップ 🔗 クローズアップ 🔗 お役立ち情報 🔗 今週の政府広報 🔗 各府省からのお知らせ

→ 更新情報 → 政府広報オンラインのご案内

[トップページ](#) > [広報資料室](#) > [月間・週間](#) > [平成23年11月](#) > 平成23年11月の行事概要

月間・週間

平成23年11月の行事概要

標準営業約款普及登録促進月間

11月1日～30日

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆さんが、理容業、美容業、クリーニング、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の目印で、3つのS(Safety:安全であること、Standard:安心であること、Sanitation:清潔であること)を約束しています。また、11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、同制度の周知や登録の推進を図っています。

[関連ホームページ](#) / [\(財\)全国生活衛生営業指導センター](#)

標準営業約款の広報の一貫として、政府広報オンラインに掲載されています。

http://www.gov-online.go.jp/data_room/calendar/event/201111.html

健衛発0731第1号
平成24年7月31日

都道府県
各 政 令 市 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省健康局生活衛生課長



生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく
生活衛生同業組合の活用と理容師法等の衛生関係法令に基づく
立入検査等の適切な実施について

平成24年7月31日付けで「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（厚生労働省告示第464号）が改正され、「第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項 二 生活衛生対策」において、次の項目が新たに追加されました。

「 1 都道府県、政令市及び特別区は、生活衛生同業組合が理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業等の分野の衛生及び経営に関する課題を共有して、地域社会における公衆衛生の向上を図る役割を有していることを踏まえ、新規業者等に対して生活衛生同業組合についての適切な情報提供を行う等、その機能や組織の活性化を図ること。

また、生活衛生関係営業については、地方公共団体間で監視指導状況に大きな格差が生じている現状があり、監視指導の目標を設定する等、住民が安心できる体制の確保を図ること。」

つきましては、次の事項について留意の上、生活衛生対策を図るようお願いします。

1. 生活衛生同業組合の機能や組織の活性化について

既に、平成23年7月26日付け本職通知「新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について」により、新規開設者等に対して、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等についての情報提供を依頼していますが、同通知に掲げる取組の推進につき引き続きお願いします。

また、各都道府県に設置されている都道府県生活衛生営業指導センターについては、生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行うことを業務としています。生活衛生同業組合に加入していない営業者に対する生衛法の趣旨等に関する情報提供、各種の衛生問題に係る情報提供について、同センターを積極的に活用するよう併せお願いします。

2. 生活衛生関係営業に係る監視指導について

生活衛生関係営業については、理容師法等生活衛生関連法令（理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法及びクリーニング業法）に基づき監視指導が行われていますが、営業施設1か所あたりの調査・監視指導回数については、自治体間の実施状況に大きな地域格差が認められました（※別添）。これについて、他の自治体における実施状況も参照の上、食品衛生法に基づく食品衛生監視指導計画等を参考にして計画的に取り組む等、適切な対応をお願いします。また、上記1. の生活衛生同業組合においては、衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、上記1. に盛り込まれた生活衛生同業組合の機能の活性化の趣旨を踏まえ、組合員に対する行政情報、食中毒、感染症等の衛生情報に係る周知について、生活衛生同業組合を積極的に活用することにより、行政庁が行う監視指導の実効を向上することが可能と考えております。この点について、ご配慮をお願いします。

なお、平成24年度より環境衛生監視員の資質向上を目的として、国立保健医療科学院と連携して、環境衛生監視員研修会を予定していることを申し添えます。本研修の案内については、後日、各都道府県等宛てにお知らせしますので、ご活用をお願いします。

健衛発 1 1 2 8 第 1 号
平成 2 4 年 1 1 月 2 8 日

都道府県
各 政 令 市 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省健康局生活衛生課長



まつ毛エクステンションによる安全性の確保について

まつ毛エクステンションについては、「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」（平成20年3月7日付健衛発第0307001号当職通知）及び「まつ毛エクステンションによる危害防止の周知及び指導・監督の徹底」（平成22年2月18日付健衛発0218第1号）により、まつ毛エクステンションの危害防止のため、周知や指導監督をお願いしているところです。

一方で、国民生活センター等に寄せられる健康危害等の相談が多数に上り、関係機関からも対応が求められる状況を踏まえ、昨年11月から、生活衛生関係営業等衛生問題検討会においてまつ毛エクステンションの施術に係る安全の確保等について検討が行われ、「まつ毛エクステンションの施術に係る論点の整理」がとりまとめられましたので、別添のとおりお送りします。

まつ毛エクステンションを実施する教育プログラムと消費者への安全な情報提供のあり方については、論点整理においても優先して検討を行うこととされており、これらの点については、さらに参考資料のとおり検討を進めていくこととなっています。

まつ毛エクステンションの施術については美容師免許が必要であることはこれまで通知で明示してきたところであり、その点に変わりはありませんが、今般の論点整理の指摘も踏まえ、美容師養成課程（通信教育を含む）に加わっている者については、美容師免許の円滑な資格取得を促すとともに、衛生措置が不十分な店舗については重点的な指導監督をお願いします。

また、消費者から寄せられたエステティックによる健康被害等の把握をお願いしているところですが、健康被害等の情報の収集に努めるとともに、施術による健康被害のリスク等について消費者行政対応部局と連携し消費者等に対してわかりやすく周知徹底を図るようお願いします。その際、眼等に異常が生じた場合には、直ちに医師による受診を勧奨するよう、消費者及び営業者等に対する注意喚起をお願いします。

まつ毛エクステンションの施術に係る論点の整理

平成 24 年 8 月 8 日
生活衛生関係営業等衛生問題検討会

1. 検討に至った経過

- まつ毛エクステンションについては、これまで、国民生活センター等の受ける相談件数の増加や、消費者庁からの要請等を受けて、平成 20 年及び平成 22 年に、厚生労働省より通知を行い、当該行為が美容師法上に基づく美容に該当する等取扱について解釈を行ってきた。
- しかしながら、現実には、美容師免許を取得せずに営業を行う者が多いこと、また、美容師が実施するとしても、単に美容師養成課程を修了しただけでは、まつ毛エクステンションについての専門教育を受けていないことから、施術を受ける者の安全性について確保ができない側面があり、今回の検討を行うに至っている。
- また、こうした消費者における健康被害等の状況も受けて、平成 23 年 12 月には、消費者委員会から「まつ毛エクステンション等の施術について技術基準等を整備すること」等について検討を行うべきことが建議されている。

2. 消費者に対する適切な情報提供

- 検討会においては、消費者が適切な情報に接し、選択を行えるようにすることが第一に優先すべき課題とされた。まつ毛エクステンションは、目の周りへの施術であることから、目や皮膚に健康被害が生ずるおそれがあること、また、同健康被害は施術の仕方のみならず、消費者の体調等にも影響を受けること等について、消費者に理解が求められることが議論された。
- 消費者に対し、施術による健康被害のリスクがあることについて、わかりやすく情報提供を行い、消費者が適切な自己決定を行いやすくすることが求められる。
- 昨今では、消費者は、インターネットやいわゆるフリーペーパーを通じた広告等で情報を入手し、サービスや店舗の選択の意思決定を行っている。こうした広告等を掲載するサイト運営者やフリーペーパー編集者に本検討会の検討状況等が伝わることも求められる。
- 施術所においては、サービスの内容や健康被害のリスクの明示がなされると

ともに、施術者の資格・経験の明示、顧客の体調の確認（カウンセリング、アレルギーテスト等）、事故発生時の対応方針の説明と事故情報の開示、等が求められる。なお、健康被害の事故が発生した場合には、医師による受診の勧奨は当然のこととして、その後の経過について把握して、情報を蓄積することが求められる。

- なお、まつ毛エクステンションに係る健康被害の事故情報については、厚生労働省において、地方自治体の衛生部局と消費者担当部局との連携を図った上での情報収集と情報公開が必要と考えられる。

3. 安全な施術のあり方について

(1)美容師免許を有する者による施術について

- 平成 20 年及び平成 22 年の厚生労働省の通知では、まつ毛エクステンションの実施者は美容師であるとされているが、一方で、美容師養成課程では、衛生面全般の教育はあるものの、まつ毛エクステンションを目的とした教育は乏しい。美容師免許を取得しただけでは安全な施術には不十分な状況にあると結論せざるを得ない。
- 平成 24 年度に入学する美容師養成課程の教科書にまつ毛エクステンションに係る記述が加えられ、学生に安全な施術についての意識を持てるようにしたことは歓迎できる。
- その上で、美容師資格を取得した者がまつ毛エクステンションを安全に実施するための標準的あるいはモデル的な教育プログラムが厚生労働省も加わった中でとりまとめられれば、消費者にとっての安全、安心は向上する。
- 上記のまつ毛エクステンションの教育プログラムの開発について、美容師養成施設、美容師、施術を行っている者、関係の医師会等が協力して行うことにより、実践的かつ安全性の高いプログラムとすることが出来ると同時に、関係者の間での協力関係を深めるものとして有益と考えられる。
- こうした教育プログラムを美容師養成課程における選択科目に取り込んでいく、また、美容師が生涯学習の中で学べる仕組みとしていくことができれば、美容師が行う場合の安全性を向上させることができると考えられる。

(2)美容師免許を有しない者による施術について

- 一方で、現実には、美容師免許を有しないで施術を行う者が多く、行政機関等からの指導や取締を受ける場合もあることについて、多くの議論がなされた。こうした者の中には、美容師養成課程に通学又は通信課程に学ぶ者もいれば、そうした養成課程には加わらず、美容師免許を有しない者をも受け入れるまつ毛エクステンションの先生やスクールでの指導を受けて、一定の技

術を取得したとされる者も多いことがわかった。

- もともとは美容師免許を取得せずに施術を行いつつ、美容師養成課程に加わっている者については、現時点では美容師免許は未取得ながら、研修中の者として、美容師免許を有する者の指導の下で実習を行う者としての位置づけは可能と整理し、円滑な資格取得を進めることが考えられる。
- 美容師養成課程に加わらず、まつ毛エクステンションに係る指導のみを受けてきた者についての扱いが問題として残る。
- 消費者の安全を第一に優先して考える当検討会の立場からは、まつ毛エクステンションが目の周囲に係る施術であって、相当数の健康被害につながる危険性を考えると、全くの無資格者が施術を行う仕組みは不適切と考える。
- 現状で、美容師免許を取得しないで、先生やスクールで指導を受けたり、あるいは、施術者の団体等で履修したことを認定したりする仕組みがあるとされるが、検討会でヒアリングを行った限りでは、それらの教育は、容姿を美しく見せるための技術としてはともかく、医学面での知識を習得しているかは確認できず、消費者の安全性を確保するためのものとしては、不十分と判断せざるを得ない。
- 特に、各施術者の団体からは、検討の当初の時期より、医学面での医師によるアドバイスを受けながら施術者の教育を行っている、また、施術者の実際の技術面でのアドバイスも医師から受けているとの説明がなされたが、その後、繰り返し、そうしたアドバイスをしている医師からの検討会における説明を求めてきたにもかかわらず、関係団体が 10 以上もあるとされる中、そうした医師の出席と説明が得られず今日に至っていることについては、遺憾であり、これら団体の説明の説得力は乏しい。
- 団体側からの説明と対照的に、これらの施術者の団体を代表して実際に施術を行っている者からの説明の多くについては、術前の消費者への健康状態のチェック、器具等の取扱、事故時の対応と施術者間での事故情報の共有等について、慎重かつ安全な施術を行っているとの心証を与えるしつかりしたものであった。但し、施術をする立場から説明を行った施術者については、美容師免許を有する者であった。こうした参加者の説明は安全な施術を行っているとの印象を与えるものであったが、一方で、店舗間での技術、安全面の格差（サービスの質の差）があることも検討会の随所から窺われ、衛生的な取扱の不十分な店舗について取締が行われることは、消費者保護の上で当然のことと考えられる。
- なお、検討会として、説明を行った関係者に感じた違和感のひとつは、健康被害等の事故情報の記録と従事者間での共有についての意識が低いことが見受けられたことであった。現場でサービスを提供する立場の施術者や店舗

に関係する者が検討会の場で説明することに慣れないことからの緊張もあることは割り引く必要があるが、営業店舗でこれまで事故は無かった等の説明は、衛生問題の検討を行う立場からすると事実とは受け止めることはできず、むしろ、事故情報の取扱が適切にできていないと判断せざるを得ないことに注意を促したい。

- 美容師免許を有しない者の取扱について、まつ毛エクステンションに限定した免許制度の創設を求める意見が施術を実施する者の団体から提出された。
- 現状において、美容師は、美容に係る業務独占の資格として美容師法に規定されている。資格制度において、その一部に限定した資格を設けることは、議論としてはあり得るが、法律改正を必要とするもので、国民的合意が必要である。
- 一方で法律としては美容師制度を設けている中で、まつ毛エクステンションに求められる教育プログラム自体が明確でないことから、まずは、安全にまつ毛エクステンションを実施する教育プログラムを関係者の協力でまとめることが適切と考えられる。まつ毛エクステンションに限定した免許制度の創設要望の意見については、そうした教育プログラムの作成を行いつつ、美容師法における美容師免許の位置づけ（いわゆる業務独占資格についての業権の問題等）との整理について十分議論を行って、検討されるべきものと考ええる。

4. 今後の検討の進め方

- 本検討会では、昨年 11 月に本問題の検討を開始してから、多くの関係者からのヒアリングを行い、まつ毛エクステンションの施術を受ける消費者の安全の確保、施術を実施する者の現状と、施術者に求められる知識、技術のあり方、法規制のあり方と現実に施術を実施する者の位置づけ等について検討を行ってきた。
- 今回、論点の整理を行ったが、これらのうち、消費者への安全な情報の提供のあり方と、安全にまつ毛エクステンションを実施する教育プログラムの開発を優先して検討することが求められる。
- 現行法令のもとでは、まつ毛エクステンションについて美容師免許が必要であることはこれまで通知で明示されたところであるが、その指導監督等が行き渡っていないことも実態としてあり、一方で、無資格者であって美容師免許を取得しようとする者の円滑な資格取得を促すとともに、他方で、無資格者のうち特に衛生措置が不十分な施術者やその店舗について重点的な指導監督が行われ、消費者の安全、安心が向上することが期待される。

まつ毛エクステンションの教育プログラムの検討について

1. 趣旨

まつ毛エクステンションについて、「まつ毛エクステンションの施術に係る論点の整理（生活衛生関係営業等衛生問題検討会）」を踏まえ、安全性を確保するため、検討委員会を設置し、美容師に必要な教育プログラム等について検討する。

2. 主な検討事項

- ・教育プログラムの内容（必要な知識と技術、時間等）
- ・教育プログラムの実施体制（実施機関、教科書の取扱、修了者の証明等）
- ・情報提供のあり方
- ・その他

3. 検討委員会の構成

全日本美容業生活衛生同業組合連合会、日本理容美容教育センター、まつ毛エクステンションの施術関係者、眼科・皮膚科等の有識者で構成

*厚生労働省もオブザーバーで参画

4. 事務局

事務局は全日本美容業生活衛生同業組合連合会が行う。

5. その他

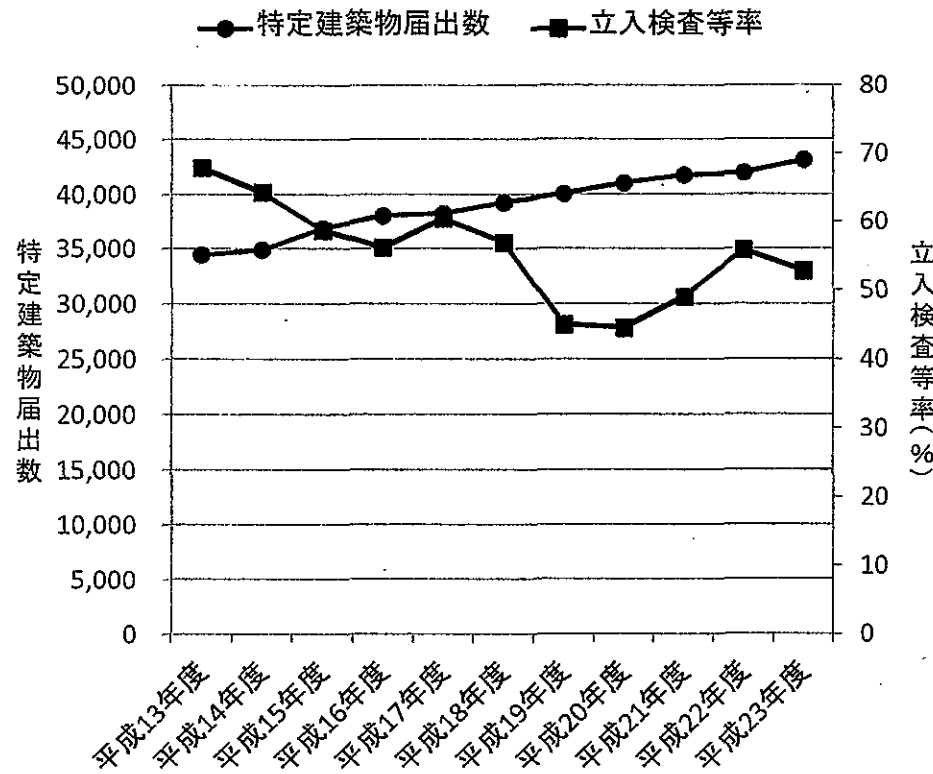
検討委員会における検討状況については、生活衛生関係営業等衛生問題検討会に適宜報告し、ご意見をお伺いする。

建築物衛生対策について

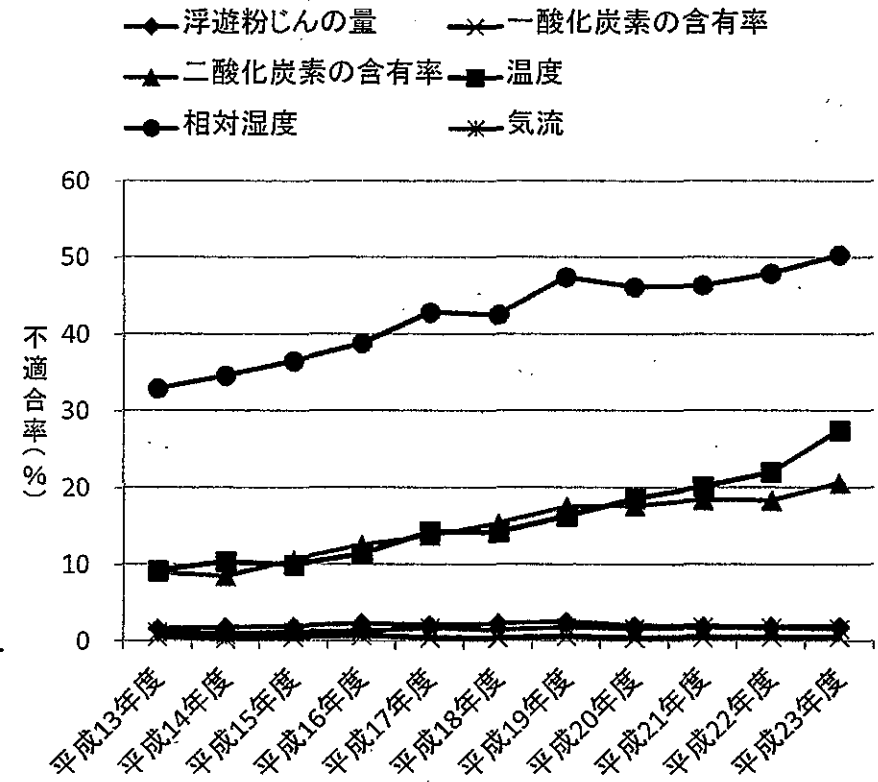
(1) 建築物等の衛生対策について

- ・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく建築物環境衛生管理基準の適合率の改善。
- ・立入検査等に基づく指導助言を通じた特定建築物維持管理権原者への指導。

特定建築物届出数と立入検査等率の推移



空気環境の調整に係る不適合率の推移



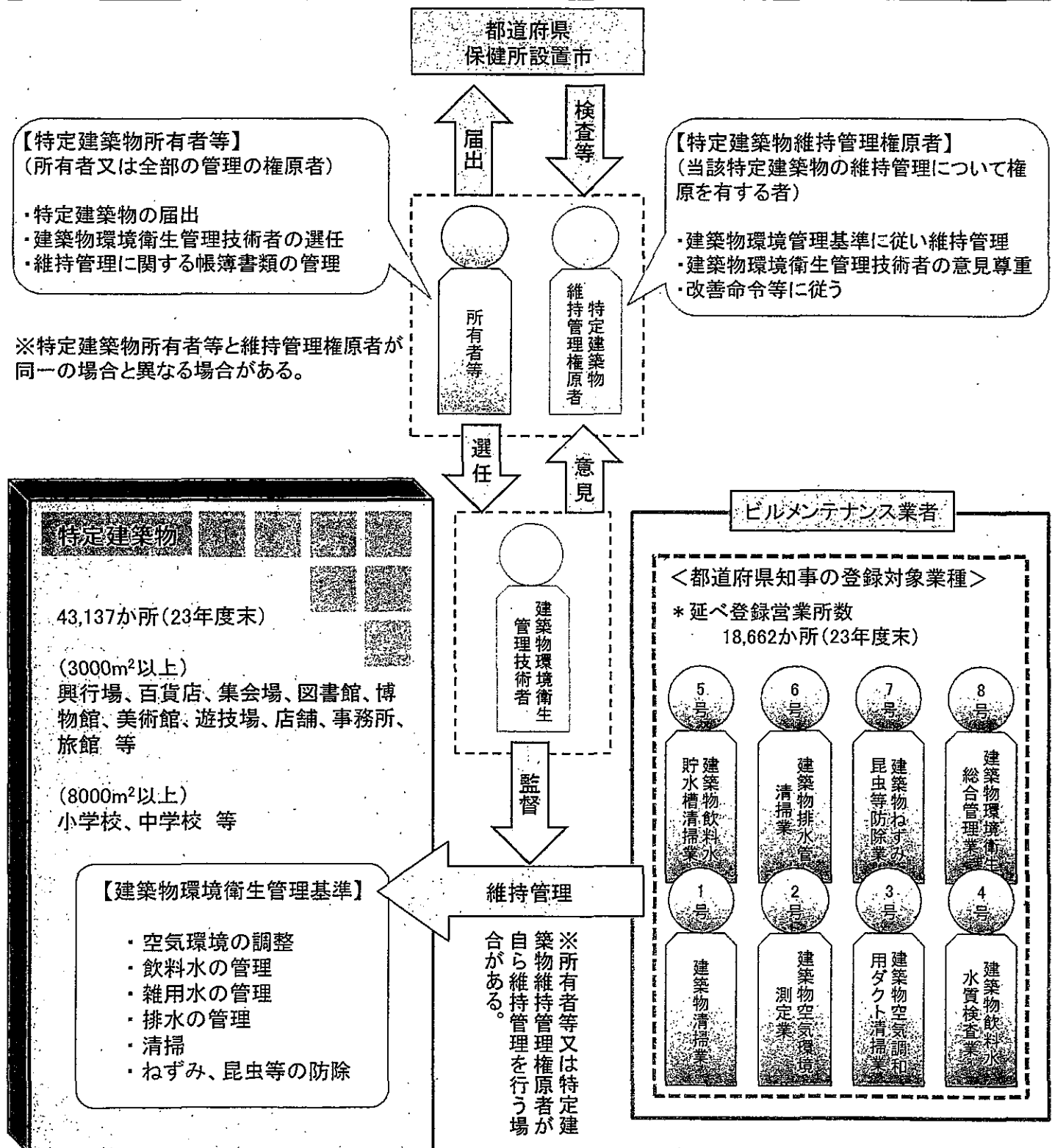
(2) シックハウス対策について

- ・シックハウスの相談等の体制の充実化及び普及啓発の促進。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

目的(第1条)

「この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。」



(2) 特定建築物の数及び建築物環境衛生管理技術者数の年次推移

		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
特定建築物	総数	23,336	24,422	25,652	26,938	28,076	29,154	30,287	31,117	32,426	33,150	33,886
	興行場	673	709	738	787	817	861	889	924	976	1,021	1,052
	百貨店	1,822	1,857	1,911	1,921	1,951	1,996	2,067	2,102	2,161	2,196	2,208
	店舗	2,615	2,714	2,865	3,118	3,309	3,525	3,783	4,050	4,364	4,583	4,962
	事務所	10,705	11,271	11,916	12,502	13,012	13,406	13,745	13,989	14,401	14,595	14,759
	学校	1,423	1,495	1,561	1,652	1,747	1,824	1,915	2,011	2,160	2,245	2,332
	旅館	3,979	4,164	4,365	4,569	4,729	4,898	5,105	5,182	5,394	5,474	5,460
	その他	2,119	2,212	2,296	2,389	2,511	2,644	2,783	2,859	2,970	3,036	3,113
管技 理術 者	総数	45,348	47,517	50,007	52,796	55,430	57,757	60,038	62,872	65,531	68,884	71,949
	講習会	34,803	36,368	37,857	39,367	40,870	42,326	43,809	45,430	47,092	48,771	50,164
	国家試験	10,545	11,149	12,150	13,429	14,560	15,431	16,229	17,442	18,439	20,113	21,785

		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
特定建築物	総数	34,469	34,718	36,319	37,687	38,650	39,487	40,063	41,038	41,757	41,977	43,137
	興行場	1,092	1,099	1,139	1,152	1,181	1,189	1,184	1,215	1,216	1,195	1,200
	百貨店	2,163	2,109	2,124	2,123	2,106	2,149	2,130	2,135	2,073	2,031	2,037
	店舗	5,150	5,254	5,607	5,968	6,307	6,625	6,891	7,284	7,638	7,750	8,257
	事務所	14,965	15,058	15,965	16,641	16,967	17,221	17,387	17,660	17,928	18,070	18,342
	学校	2,394	2,492	2,597	2,795	2,889	2,999	3,061	3,140	3,224	3,293	3,419
	旅館	5,521	5,509	5,579	5,625	5,719	5,766	5,811	5,966	6,005	5,934	6,049
	その他	3,184	3,197	3,308	3,383	3,481	3,538	3,599	3,638	3,673	3,704	3,833
管技 理術 者	総数	75,185	78,240	81,894	84,365	89,582	92,012	95,329	98,493	101,646	104,955	107,725
	講習会	51,654	53,258	55,017	56,541	58,247	59,866	61,437	62,935	64,262	65,871	67,274
	国家試験	23,531	24,982	26,877	27,824	31,335	32,146	33,892	35,558	37,384	39,084	40,451

(注1) 特定建築物の数は、厚生労働省「衛生行政報告例」による。

S63年～H9年は年末(12月末)現在

H10年からは年度末(3月末)現在

(注2) 平成22年度の数値については、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

[主な改正経緯(特定建築物関係)]

○特定建築物の適用範囲の拡大(S48.5.17公布,S48.11.1施行)

・床面積(8,000→5,000㎡)

・除外規定(5%→10%)

○特定建築物の適用範囲の拡大(S50.7.18公布,S51.7.1施行)

・床面積(5,000㎡→3,000㎡)

○特定建築物の適用範囲の拡大(H14.10.11公布,H15.4.1施行)

(3) 登録営業所数の年次推移

	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
1号	3,152	3,338	3,382	3,415	3,433	3,579	3,622	3,746	3,707	3,776
2号	942	984	997	1,002	1,000	1,018	1,038	1,048	1,008	1,016
3号	54	87	101	113	125	134	164	129	121	134
4号	699	698	682	650	638	637	628	634	621	621
5号	7,017	7,209	7,202	7,064	6,966	7,075	7,103	7,194	7,046	7,105
6号	290	576	725	858	930	1,011	1,037	1,044	1,061	1,130
7号	2,344	2,438	2,470	2,447	2,451	2,518	2,536	2,607	2,578	2,662
8号	42	221	521	1,206	1,540	1,960	2,107	2,159	2,129	2,218
旧6号	2,258	2,087	1,760	1,001	642	0	0	0	0	0
計	16,798	17,638	17,840	17,756	17,725	17,932	18,235	18,561	18,271	18,662

(注)各年度末(3月末)現在

資料:衛生行政報告例

(登録業種)

1号	建築物清掃業	6号	建築物排水管清掃業
2号	建築物空気環境測定業	7号	建築物ねずみ昆虫等防除業
3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	8号	建築物環境衛生総合管理業
4号	建築物飲料水水質検査業	旧6号	建築物環境衛生一般管理業
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業		

[主な改正経緯(登録制度関係)]

○事業者登録制度の創設(S55.5.10公布,S55.5.10施行)

○事業者登録制度の対象業種の追加変更、登録基準の追加

※統計データの掲載場所

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

統計情報で探す(社会保障・衛生で検索)>平成23年度衛生行政報告例>表番号18~21

(注1)データが更新される可能性がありますので、使用する場合は最新のものをういてください。

(注2)平成22年度の数値については、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

生活衛生課所管表彰一覧

カテゴリー	頻度	表 彰 名	対 象 者	伝達方法
大臣表彰	毎年	生活衛生功労者 厚生労働大臣表彰	生活衛生関係営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者	毎年10月26日頃 「生活衛生功労者 厚生労働大臣表彰」式典において伝達
大臣表彰	毎年	理容師美容師養成功労者 厚生労働大臣表彰	理美容養成施設の教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者	毎年8月1日頃 「全国理容師美容師養成施設教職員研修会」式典において伝達
大臣表彰	毎年	建築物環境衛生功労者 厚生労働大臣表彰	建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者	毎年1月24日頃 「建築物環境衛生管理全国大会」式典において伝達
大臣感謝状	5年毎	環境衛生監視業務功労者 厚生労働大臣感謝状	環境衛生監視員として監視業務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者	5年に1回 11月1日頃 「生活と環境全国大会」式典において伝達 次回は平成29年度
健康局長感謝状	毎年	環境衛生監視業務功労者 健康局長感謝状	環境衛生監視員として監視業務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者	毎年11月1日頃 「生活と環境全国大会」式典において伝達
健康局長感謝状	10年毎	生活衛生営業経営特別相談員功労者 健康局長感謝状	都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年(10年毎)において、生活衛生営業経営特別相談員として、永年、生活衛生関係営業の経営指導、育成に精励し、その功績が特に顕著と認められる者	各都道府県指導センターの設立〇〇周年記念式典等において伝達

